

兵庫県公報

平成26年12月19日 金曜日 第 2656 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の名称等の変更の届出（同）	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の辞退の届出（同）	5
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（河川整備課）	6
○中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	8
○昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾課）	8
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	11
○重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	11
公 告	
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	12
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	13
○入札公告（社会福祉課）	13
病院局公告	
○入札公告（県立淡路医療センター）	16
○同 上（県立光風病院）	18
○同 上（県立こども病院）	21
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	23
○警備業法に基づく直接検定の実施	25
警察本部公告	
○落札者等の公示	26

告 示

兵庫県告示第1105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
清水メディカルクリニック	明石市松が丘2-3-7	平成26年7月1日
ケアーズ大久保訪問看護リハビリステーション	同 市大久保町大窪191-7	同 年9月1日
めばえ歯科クリニック	同 市西明石南町2-13-9	同
さくら堂薬局	同 市大久保町大久保町597-12	平成26年11月1日
オレンジ薬局芦屋店	芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋102	同 年10月1日
小泉医院	伊丹市安堂寺町1-32	同
澤田歯科医院	豊岡市千代田町9-41	平成26年10月27日
順心会訪問看護ステーション宝殿	加古川市米田町平津426-1 ライフビル1階	同 年4月1日
かねしろ歯科クリニック	宝塚市中筋4-8-28	同 年7月1日
ブルースター薬局	同 市すみれガ丘1-9-1	同
あいデンタルクリニック	同 市清荒神1-10-24-1 F	平成26年10月1日
やすらぎ薬局清荒神店	同 市鶴の荘12-3	同 年11月1日
たにがわ眼科	三木市別所町小林725-4	同
幸生堂薬局	川西市小戸1-2-6 ジオ阪急川西レジデンスマーク1階	同
佐保堂薬局神明店	小野市神明町183-6	平成26年7月1日
オリーブ小野土井病院訪問看護ステーション	同 市天神町973	同 年9月1日
ゴダイ薬局篠山大熊店	篠山市大熊110	同 年11月1日
吉竹歯科医院	丹波市市島町市島301-1	同 年10月1日



兵庫県告示第1106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
フタツカ薬局大久保北店	明石市大久保町茜1-1-26	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
ウエルシア薬局COMBOX明舞店	明石市松が丘2-3-3
明石大久保イレブン薬局	同 市大久保町福田2-7-7
薬局ハートランド洲本店	洲本市下加茂1-1-58
ライフガーデン潮芦屋イレブン薬局	芦屋市海洋町8-2
キョウエイ調剤薬局伊丹店	伊丹市荻野西2-1-47
アイリス薬局別府店	加古川市別府町中島町46
やごころクリニック	同 市平荘町池尻488
つつじ薬局木村	同 市加古川町木村731-2
フタツカ薬局宝塚西	宝塚市鶴の荘19-15
岸野歯科医院	高砂市曾根町2105
フタツカ薬局高砂店	同 市荒井町中新町1-32-106
川西加茂イレブン薬局	川西市加茂3-1-5
吉竹歯科医院	丹波市市島町市島301-1
薬局ハートランド青木店	南あわじ市市青木23-2
薬局ハートランドグランデ津名店	淡路市中田2994-1



兵庫県告示第1107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
藤原内科医院	明石市桜町2-16



兵庫県告示第1108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
デイサービスえんがわ	加古川市加古川町美乃利143-1 エバーシャイン1階	株式会社アビ	大阪市北区東天満1-11-13 AXIS南森町ビル2階	平成26年6月1日
MEDISONIC/ メディソニック	宝塚市光明町2-5-603	有限会社ILMARE	宝塚市光明町2-5-501	同 年10月1日
居宅介護支援事業所ほたるの里	同 市逆瀬台3-10-1	株式会社ほたるの里	同 市南口1-2-19	同
オリーブ三木居宅介護支援事業所	三木市加佐字一ヶ坪273-2	医療法人社団栄宏会	小野市復井町字中ノ池1723-2	平成26年11月1日



兵庫県告示第1109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
在宅支援よつば	伊丹市鴻池3-10-15	株式会社やすい	伊丹市鴻池3-10-15	所在地
訪問介護よつば	同 上	同 上	同 上	同 上
オリーブ小野土井病院ヘルパーステーション	小野市黒川町1722-1	医療法人社団栄宏会	小野市復井町字中ノ池1723-2	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
訪問看護ステーション虹	洲本市宇原42-2	株式会社R & A ケアサービス	洲本市宇原42-2
キョウエイ調剤薬局伊丹店	伊丹市荻野西2-1-47	株式会社共栄	尼崎市武庫之荘東1-1-16
マーレ・ケアセンター	宝塚市光明町2-5-501	有限会社ILMARE	宝塚市光明町2-5
フタツカ薬局宝塚西	同 市鶴の荘19-15	株式会社大新堂	神戸市垂水区桃山台2-9-3
フタツカ薬局高砂店	高砂市荒井町中新町1-32-106	株式会社セブタ	同 市西区井吹台東町4-21-3
J A 兵庫六甲ケアセンター三田	三田市川除677-1	兵庫六甲農業協同組合	同 市北区有野中町2-12-13



兵庫県告示第1110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	指定年月日
越後屋治療院	伊丹市野間 1—11—8—203	越 後 喜 一	伊丹市野間 1—11—8—203	平成26年11月13日
マーレ・鍼灸マッ サージ	宝塚市光明町 2—5—501	藤 田 恒	西宮市上大市 2—18—28	同 年10月 1 日
ごうだ整骨院	高砂市中島 1—2—11 ナカ ツカビル103	合 田 芳 樹	加古川市尾上町口里746—6	同 年11月 7 日
レイス治療院	川西市久代 4—5—34	堀 口 沙 紀	大阪府豊能郡能勢町平野94	同 年 9 月10日
訪問マッサージ こころ三田鍼灸 治療院	三田市横山町 1—6 ルシエ ール横山C—301号室	高 木 操	三田市高次 2—10—29 グリ ーンズ102	同 年11月10日



兵庫県告示第1111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から名称等の変更の届出があった。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称等の変更の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住所	変更内容
なごみ整骨院	明石市本町 2—5—25 レオ グランデ明石205号	村 上 久 夫	明石市本町 2—10—13	施術所名称



兵庫県告示第1112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から辞退の届出があった。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所
こころ三田鍼灸治療院	三田市横山町 1—6 ルシ エール横山C—301号室	上 田 剛 史	西宮市仁川町 3—13—19— 202



兵庫県告示第1113号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南あわじ市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳修正）
- 2 作業期間
平成26年9月18日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域
南あわじ市全域



兵庫県告示第1114号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年12月19日

河川管理者

中播磨県民センター長 北 川 稔 男

- 1 行うべき措置の内容
二級河川網干川の河川区域内にある別表1及び2に掲げる船舶及び係留施設等の除却
- 2 河川管理者の監督処分
1に掲げる措置を命ずべき者が、平成27年1月18日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明していない船舶

整理番号	所在場所	船名	種類	長さ(m)	幅(m)	内色	外色	係留施設
1	姫路市網干区新在家883番1地先（水面上）	無	ボート	6.90	1.45	青	白	有
2	姫路市網干区新在家620番1地先（水面上）	無	ボート	7.20	1.60	白	白	無
3	姫路市網干区新在家598番5地先（水面上）	無	モーターボート	6.80	1.80	白	白	有
4	姫路市網干区新在家2119番1地先（水面上）	無	ボート	4.90	1.40	白	白	有
5	姫路市網干区新在家2125番地先（水面上）	無	モーターボート	5.70	1.50	青	白	有
6	姫路市網干区余子浜582番地先（水面上）	無	ボート	5.50	2.00	白	白	有
7	姫路市網干区余子浜12番2地先（水面上）	夕風	モーターボート	5.65	1.60	青	白	有

別表2 係留施設等

整理 番号	所在場所	構造等
1	姫路市網干区新在家884番4地先（護岸上）	鉄筋3本、鉄フック3本、ロープ7本
2	姫路市網干区新在家883番1地先（護岸上）	鉄筋4本、梯子（鉄製）3本、塩ビ管4本、ロープ11本、タイヤ2本
3	姫路市網干区新在家882番1地先（護岸上）	鉄梯子1本、鉄筋5本、鎖1本、ロープ3本、タイヤ1本
4	姫路市網干区新在家881番2地先（護岸上）	ロープ2本
5	姫路市網干区新在家618番地先（護岸上）	ロープ2本
6	姫路市網干区新在家615番2地先（護岸上）	鉄フック2本、鉄筋2本、L鋼2本、ロープ4本
7	姫路市網干区新在家613番地先（護岸上）	ロープ5本
8	姫路市網干区新在家602番1地先（護岸上）	鉄フック1本、鎖1本、ロープ2本
9	姫路市網干区新在家600番1地先（護岸上）	L鋼1本、鉄フック1本、プラスチックカード1本、ロープ2本
10	姫路市網干区新在家598番5地先（護岸上）	鎖1本、ロープ1本、鉄フック2本
11	姫路市網干区新在家594番8地先（護岸上）	鉄フック3本、鉄パイプ1本、鎖3本、ロープ4本、うき（黄色）1個
12	姫路市網干区新在家593番1地先（護岸上）	鉄筋5本、鉄パイプ4本、鎖3本、タイヤ6本、ロープ7本、うき（白色）1個
13	姫路市網干区新在家591番3地先（護岸上）	鉄筋3本、梯子（鉄製）1本、鉄パイプ1本、鉄フック1本、鎖1本、ロープ6本、プラスチックカード2個
14	姫路市網干区新在家2108番7地先（護岸上）	鉄パイプ2本、ロープ1本
15	姫路市網干区新在家2108番8地先（護岸上）	単管1本、鉄L1本、鉄筋2本、鎖1本、ロープ2本
16	姫路市網干区新在家2108番1地先（護岸上）	鉄L2本、鉄筋1本、ワイヤ1本
17	姫路市網干区新在家2114番4地先（護岸上）	鉄L1本、ロープ2本
18	姫路市網干区新在家2117番地先（護岸上）	鎖1本、ロープ1本
19	姫路市網干区新在家2119番1地先（護岸上）	鉄梯子1本、鉄フック1本、鎖5本、ロープ6本
20	姫路市網干区新在家2122番地先（護岸上）	鉄フック3本、鉄筋1本、鎖1本、ロープ1本
21	姫路市網干区新在家2124番地先（護岸上）	鉄筋2本、ロープ2本
22	姫路市網干区新在家2125番地先（護岸上）	鉄筋3本、鎖3本、ロープ6本、鉄梯子1本
23	姫路市網干区余子浜571番地先（護岸上）	鉄フック2本、ロープ3本、タイヤ1本

24	姫路市網干区余子浜575番地先（護岸上）	鉄梯子1本、鉄筋2本、鉄柱（小）1本、ロープ7本、鉄フック1本、鎖1本
25	姫路市網干区余子浜582番地先（護岸上）	鉄梯子1本、鉄フック1本、鉄筋2本、鉄柱（小）1本、鎖1本、ロープ7本
26	姫路市網干区余子浜585番1地先（護岸上）	ステン梯子1本、鉄梯子2本、鉄板3枚、木板15枚、木柱1本、鉄フック4本、単管18本、鉄筋2本、鎖3本、ロープ6本、タイヤ2本
27	姫路市網干区余子浜12番2地先（護岸上）	鉄渡橋1本、単管15本、塩ビ管3本、鎖1本、ロープ6本



兵庫県告示第1115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

姫路市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画下水道事業姫路市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和13年4月1日から平成28年3月31日まで

変更後 昭和13年4月1日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成25年兵庫県告示第516号の事業地のうち、姫路市飾磨区中浜町三丁目、別所町別所字溝尻並びに字フケの一部地内を削る。

(2) 使用の部分

平成25年兵庫県告示第516号の事業地のうち、姫路市別所町別所字溝尻及び字西古津う、別所町佐土字上市、字川下田及び字中川原、別所町佐土一丁目、白浜町字常盤新開及び字万代新開、兼田字南日暮、字中日暮、字下新田、字上日暮及び字ヒラキ、四郷町見野字石田、字高野、字魚ヶ谷及び字高町、飾磨区中浜町三丁目、辻井四丁目、田寺一丁目、田寺二丁目、田寺七丁目、田寺東二丁目、東夢前台1丁目、広畑区高浜町四丁目、広畑区小松町三丁目、広畑区小松町二丁目、網干区坂上字町田、網干区津市場字穴田、勝原区大谷字内田、余部区下余部字新田、字附田、字八木田及び字井ノ坪並びに余部区上余部字東川田、字四反町及び字西等田の一部地内を削る。



兵庫県告示第1116号

昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

鶴

大阪湾沿岸の部尼崎西宮芦屋港の款大浜の項を次のように改める。

扇

鶴	イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、へ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、
---	--------------------------------

未広
扇

ル点、ヲ点、ワ点、カ点、ヨ点、タ点、レ点、ソ点、ツ点、ネ点、ナ点、ラ点、ム点、ウ点、キ点、ノ点、オ点、ク点、ヤ点、マ点、ケ点、フ点、コ点、エ点、テ点、ア点、サ点、キ点、ユ点、メ点、ミ点、シ点、エ点、ヒ点、モ点、セ点、ス点、ン点、イイ点、イロ点、イハ点、イニ点、イホ点、イヘ点、イト点、イチ点、イリ点、イヌ点、イル点、イヲ点、イワ点、イカ点、イヨ点、イタ点、イレ点、イソ点、イツ点、イネ点、及びイナ点を順次に結んだ線及びイ点とイナ点を結んだ線により囲まれた区域

注

イ点 第1線堤防の尼崎閘門区域との境界にあたる天端前肩（北緯34度42分1秒東経135度23分52秒）の点

ロ点 イ点から350度30メートルの点

ハ点 ロ点から260度66メートルの点

ニ点 ハ点から289度436メートルの点

ホ点 ニ点から237度284メートルの点

ヘ点 ホ点から142度80メートルの点

ト点 ヘ点から57度60メートルの点

チ点 ト点から150度215メートルの点

リ点 チ点から103度18メートルの点

ヌ点 リ点から150度6メートルの点

ル点 ヌ点から240度10メートルの点

ヲ点 ル点から194度44メートルの点

ワ点 ヲ点から151度55メートルの点

カ点 ワ点から213度12メートルの点

ヨ点 カ点から241度167メートルの点

タ点 ヨ点から161度73メートルの点

レ点 タ点から196度71メートルの点

ソ点 レ点から213度233メートルの点

ツ点 ソ点から123度89メートルの点

ネ点 ツ点から213度152メートルの点

ナ点 ネ点から254度29メートルの点

ラ点 ナ点から290度295メートルの点

ム点 ラ点から25度167メートルの点

ウ点 ム点から10度127メートルの点

キ点 ウ点から25度61メートルの点

ノ点 キ点から295度221メートルの点

オ点 ノ点から206度360メートルの点

ク点 オ点から252度15メートルの点

ヤ点 ク点から295度26メートルの点

マ点 ヤ点から243度64メートルの点

ケ点 マ点から205度284メートルの点

フ点 ケ点から286度167メートルの点

コ点 フ点から19度355メートルの点

エ点 コ点から335度110メートルの点

テ点 エ点から228度81メートルの点

ア点 テ点から165度64メートルの点

サ点 ア点から199度356メートルの点

キ点 サ点から146度62メートルの点

	ユ点 キ点から107度240メートルの点
	メ点 ユ点から57度55メートルの点
	ミ点 メ点から25度284メートルの点
	シ点 ミ点から62度24メートルの点
	エ点 シ点から104度34メートルの点
	ヒ点 エ点から59度52メートルの点
	モ点 ヒ点から25度320メートルの点
	セ点 モ点から115度80メートルの点
	ス点 セ点から190度136メートルの点
	ン点 ス点から205度242メートルの点
	イイ点 ン点から98度87メートルの点
	イロ点 イイ点から110度297メートルの点
	イハ点 イロ点から74度71メートルの点
	イニ点 イハ点から33度235メートルの点
	イホ点 イニ点から303度89メートルの点
	イヘ点 イホ点から33度171メートルの点
	イト点 イヘ点から19度91メートルの点
	イチ点 イト点から350度54メートルの点
	イリ点 イチ点から60度133メートルの点
	イヌ点 イリ点から33度62メートルの点
	イル点 イヌ点から331度64メートルの点
	イヲ点 イル点から60度41メートルの点
	イワ点 イヲ点から329度94メートルの点
	イカ点 イワ点から283度16メートルの点
	イヨ点 イカ点から330度160メートルの点
	イタ点 イヨ点から59度15メートルの点
	イレ点 イタ点から326度33メートルの点
	イソ点 イレ点から57度106メートルの点
	イツ点 イソ点から109度391メートルの点
	イネ点 イツ点から94度55メートルの点
	イナ点 イネ点から79度57メートルの点

大阪湾沿岸の部尼崎西宮芦屋港の款末広の項を削り、同款 堺 豊 岡 の項を次のように改める。

中堀運河	<p>イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、へ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル点、ヲ点、ワ点、カ点、ヨ点、タ点、レ点、ソ点、ツ点、ネ点、ナ点、ラ点、ム点、及びウ点を順次に結んだ線及びイ点とウ点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ点 鶴町8番地南東端(北緯34度42分5秒東経135度23分50秒)の点</p> <p>ロ点 イ点から253度33メートルの点</p> <p>ハ点 ロ点から269度14メートルの点</p> <p>ニ点 ハ点から323度31メートルの点</p> <p>ホ点 ニ点から266度13メートルの点</p> <p>へ点 ホ点から289度259メートルの点</p> <p>ト点 へ点から218度18メートルの点</p> <p>チ点 ト点から287度112メートルの点</p>
------	--

	リ点	チ点から352度565メートルの点
	ヌ点	リ点から13度12メートルの点
	ル点	ヌ点から354度75メートルの点
	ヲ点	ル点から25度20メートルの点
	ワ点	ヲ点から267度93メートルの点
	カ点	ワ点から172度676メートルの点
	ヨ点	カ点から236度279メートルの点
	タ点	ヨ点から138度87メートルの点
	レ点	タ点から102度9メートルの点
	ソ点	レ点から56度64メートルの点
	ツ点	ソ点から279度10メートルの点
	ネ点	ツ点から321度41メートルの点
	ナ点	ネ点から56度245メートルの点
	ラ点	ナ点から109度501メートルの点
	ム点	ラ点から26度381メートルの点
	ウ点	ム点から295度45メートルの点



兵庫県告示第1117号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 赤穂市浜市土地区画整理組合
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
設立認可の年月日 平成18年10月2日
- 2 事業計画の変更の内容
事業施行期間
変更前 平成18年10月13日から平成28年3月31日まで
変更後 平成18年10月13日から平成33年3月31日まで
- 3 変更認可の年月日
平成26年12月8日



兵庫県告示第1118号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成26年12月19日

北播磨県民局長 赤 木 正 明

- 1 重要調整池の所在地
加東市屋度字東野736番265他
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 所有者の名称
株式会社アーバンヴィレッジ
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
神戸市兵庫区駅南通一丁目2番24号
 - (3) 代表者の氏名

中 野 友 史

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成26年11月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人風里

イ 代表者の氏名 山 本 千 代

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂市木津296番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害児（疑いを含む）と保護者に対して、療育・相談に関する事業を行い、未来に向けて自分らしい豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成26年11月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人そらい

イ 代表者の氏名 杉 本 五 月

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市書写1135番地2

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護や看護が必要な人に対して、ケアホームの運営や、地域との交流促進、介護等サービスを中心とした事業を行う事により、自らが選択・決定し、最後までその人らしい生き方が尊重され、住み慣れた地域で、最後まで安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成26年11月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人情報化連携推進機構

イ 代表者の氏名 藤 田 昌 弘

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市山手町14番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、行政サービスの向上と住民生活の利便性に資する公共情報システムの構築を目指し、主に地方公共団体間や他機関との情報連携およびパーソナルデータの保護ならびに行政情報システムの共同化に関する事業を行うことにより、情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成26年11月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人わんにゃん保護施設翔犬社

イ 代表者の氏名 谷 池 奈 緒 子

ウ 主たる事務所の所在地 加東市西垂水花之木178番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、犬猫等を飼育する個人およびペット業務に携わる業者・団体等に対して、犬猫等の保護、飼育、しつけ矯正、里親探しに関する事業を行い、飼育放棄による殺処分や遺棄の撲滅、動物たちの生存権の擁護、生涯飼育の啓蒙に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成26年11月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人りんごの花&寿限無

- イ 代表者の氏名 小 林 廣 美
- ウ 主たる事務所の所在地 加西市殿原町1127番地の1
- エ 定款に記載された目的

この法人は、加西市及び近隣に居住する障害者・高齢者・乳幼児・児童等に対して、保健・医療・福祉の増進に寄与し、又、施設で働く介護従事者の福利厚生を支援すると共に、地域安全活動として、障害者等や地域住民の安否確認等に関する、具体的活動実践を通して、地域福祉に寄与する事を目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成26年11月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人村岡ひまわりの会
- イ 代表者の氏名 日 向 智 子
- ウ 主たる事務所の所在地 美方郡香美町村岡区福岡171番地
- エ 定款に記載された目的

この法人は、主に美方郡内に居住或いは通学通勤する障害児者とその家族、乳幼児や高齢者など、福祉を必要とする人々に対して、日常生活や社会参画を支援する事業を行い、関係機関並びに福祉団体との連携、地域啓発を図りながら、障害の正しい理解とハンディに対する幅広く暖かい支援を得つつ、障害の有無に係わらずに人々が安心安全に自立した生活を送ることが出来る地域社会作りを寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年12月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成26年11月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人サポートセンター木立
- イ 代表者の氏名 難 波 勉
- ウ 主たる事務所の所在地 加古川市米田町船頭514番地24
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行うとともに、保健・医療・福祉に係わる教育研修、地域福祉の為の調査研究と情報収集及び提供に関する事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づき障がい者と健常者が区別なく安心して暮らせる町づくりと地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成26年11月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人ライブラリーCOSMO
- イ 代表者の氏名 山 本 ひとみ
- ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町六分一644番地の2
- エ 定款に記載された目的

この法人は、稲美町とその周辺地域の住民や社会に対して、稲美町立図書館で行われている業務の受託や支援に関する事業を通して、地域住民のいきがいきづくりや就労の場の提供をするなど図書館を拠点とした地域住民主体のまちづくりに寄与することを目的とする。



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年12月19日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

健康生活科学研究所健康科学研究センターほか7庁舎で使用する電気
予定数量1,125,494キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成27年4月1日(水)から平成28年3月31日(木)まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に届出管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県届出管理課 電話(078)341-7711 内線4946

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線2793

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成26年12月19日(金)から平成27年1月16日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課 担当 福田

電話(078)341-7711 内線2775

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成26年12月22日(月)から平成27年1月16日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫

県条例第15号) 第2条に規定する県の休日を除く。)

- (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ。

- (3) 開札の日時及び場所

日時 平成27年2月6日(金) 午前10時から

場所 兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課内(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

- (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成27年2月5日(木) 午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年2月4日(水) 午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

- (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成27年1月16日(金) 午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、前記4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年12月19日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立淡路医療センター院長 加 堂 哲 治

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
県立淡路医療センター施設の清掃業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで
- (4) 履行場所
県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1番137号
- (5) 入札方法
上記(1)について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能

力があることを証明できる者であること。

- (7) 入札説明書で定める仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒656-0021 洲本市塩屋1丁目1番137号
県立淡路医療センター総務部経理課
電話 (0799) 22-1200

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間

平成26年12月19日(金)から平成27年1月9日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

- (4) 入札・開札の日時及び場所

平成27年1月28日(水)午前11時 県立淡路医療センター 中会議室

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成27年1月27日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年1月26日(月)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成27年4月1日(水))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.kadou, Director of Hyogo Prefectural Awaji Medical Center

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo Prefectural Awaji Medical Center buildings cleaning service 1 set

(3) Contract fulfillment period:From April 1, 2015 through March 31, 2016

(4) Location: Hyogo Prefectural Awaji Medical Center buildings

(5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:

16:00 January 9, 2015

(6) Deadline for tender:

17:00 January 27, 2015 by mail

11:00 January 28, 2015 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Awaji Medical Center

1-1-137, Shioya, Sumoto, Hyogo 656-0021

TEL (0799)22-1200



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年12月19日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立光風病院長 田 中 究

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

県立光風病院施設の清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで

(4) 履行場所

県立光風病院 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。

(7) 入札説明書で定める仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-1242 県立光風病院総務部経理課

神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

電話 (078) 581-1013

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間

平成26年12月19日(金)から平成27年1月9日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成27年1月28日(水)午後5時 県立光風病院 児童思春期センター4階ひかりの森ホール

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成27年1月27日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年1月26日(月)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え

て契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成27年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格を下回らない最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Tanaka, Director of Hyogo Prefectural kofu Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo Prefectural kofu Hospital buildings cleaning service 1 set

(3) Contract fulfillment period:From April 1, 2015 through March 31, 2016

(4) Location: Hyogo Prefectural kofu Hospital buildings

(5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:

16:00 January 9, 2015

- (6) Deadline for tender:
17:00 January 27, 2015 by mail
17:00 January 28, 2015 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Accounting Division, Hyogo Prefectural Kofu Hospital
3 Noborio Kamitanigami-aza Yamada-cyo, Kita-ku, Kobe, Hyogo 651-1242
TEL (078) 581-1013

~~~~~

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年12月19日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立こども病院長 長 嶋 達 也

#### 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量  
県立こども病院施設の清掃業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
平成27年4月1日(水)から平成28年3月31日(木)まで
- (4) 履行場所  
県立こども病院 神戸市須磨区高倉台1丁目1番1号
- (5) 入札方法  
上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
- (7) 入札説明書で定める仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒654-0081 県立こども病院総務部経理課  
神戸市須磨区高倉台1丁目1番1号  
電話 (078) 732-6961
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間  
平成26年12月19日(金)から平成27年1月9日(金)まで(兵庫県の休日を含める(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成27年1月28日（水）午後2時 県立こども病院 研修室A B

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成27年1月27日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年1月26日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成27年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であつてかつ最低制限価格を下回らない最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Nagashima, Director of Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

## (2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital buildings cleaning service 1 set

## (3) Contract fulfillment period: From April 1, 2015 through March 31, 2016

## (4) Location: Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital buildings

## (5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:

16:00 January 9, 2015

## (6) Deadline for tender:

17:00 January 27, 2015 by mail

14:00 January 28, 2015 by direct delivery

## (7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

1-1-1, Takakura-dai, Suma-ku, Kobe-City, Hyogo 654-0081

TEL (078) 732-6961

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第409号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年12月19日

兵庫県公安委員会

委員長 塚本 哲夫

## 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

## (2) 実施日

## ア 新規取得講習

平成27年2月2日（月）から同月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

## イ 追加取得講習

平成27年2月5日（木）から同月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、平成27年2月10日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

## 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成27年1月6日(火)から同月16日(金)までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

## 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

## 6 申込時の提出書類

## (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(8) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(10) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(11) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

- イ 指導教育責任者資格者証等の写し
- ウ 次に掲げるいずれかの書面
  - (7) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
  - (4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
  - (7) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
  - (4) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
  - (4) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166



**兵庫県公安委員会告示第410号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年12月19日

兵庫県公安委員会  
委員長 塚本哲夫

1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務2級

2 実施日時及び場所

- (1) 実施日時  
平成27年3月28日（土）午前9時から午後5時まで
- (2) 実施場所  
明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

3 受検定員

30人

**4 受検資格**

次のいずれかに該当する者

- (1) 兵庫県内に住所を有する者
- (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員

**5 検定試験の内容****(1) 学科試験**

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

**(2) 実技試験**

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

**6 検定の申請手続****(1) 申請期間**

平成27年1月9日（金）から同年3月13日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

**(2) 申請窓口**

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

**(3) 提出書類**

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

**(4) 申請方法**

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

**7 手数料**

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

**8 携行品**

印鑑及び筆記用具

**9 受検についての問合せ先**

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

**警察本部公告****落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年12月19日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井 上 剛 志

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県警察給与システム構築業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年12月4日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額  
182,304,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成26年10月7日